

こうもく
【項目】

Ⅲ-2 障害児

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性について」(平成22年6月29日閣議決定)で示された次の2点について、平成23年内に結論を得るべく論点を整理するよう、障害児支援合同作業チームが設置された。

- ・地域の身近なところで提供される障害児やその保護者に対する相談支援と療育等の在り方について
- ・障害児への支援が、利用しやすい形で提供されるための具体的方策について

1. 児童福祉法関係

【表題】権利擁護

【結論】

○障害児を含むすべての子どもの基本的権利を保障する仕組みの創設が望まれることから、児童福祉法でオンブズパーソンを制度化するべきである。そのために、社会保障審議会児童部会に検討の場を設け、検討を進めること。

【説明】

障害の有無や程度にかかわらずすべての子どものための権利擁護の仕組みを市町村に設けるために、オンブズパーソンを、国連の子どもの権利委員会勧告(CRC/C/JPN/CO/3, 2010.6.)を踏まえ、児童福祉法で制度化するべきである。特に、障害児は契約当事者が保護者であるため、子どもの視点から最善の利益を保障できる権利擁護の仕組みが必要である。既に自治体で取組まれている先行事例等もあることから、社会保障審議会児童部会で検討を進め、オンブズパーソンの制度化を図るべきである。

ひょうだい そうきしえん
【表題】 早期支援

けつろん
【結論】

○母子保健法に基づく障害の早期発見を、保健指導や医療の保障にとど
まらず、障害児が地域の子どもの育ちを保障されるよう、児童
福祉法の子育て支援事業と連携し実施すること。

○健康診査等による要支援児に対しては、家庭への訪問・巡回等、家庭で
の育児支援を基本的な在り方とし、児童および保護者の意思に基づいて、児童
発達支援センター、医療機関、入所施設等を活用できるようにするこ
と。

せつめい
【説明】

母子保健法は、学校保健安全法、児童福祉法等に基づく事業と協調す
るよう規定されているが、現状は、障害の発見から療育、特別支援教育
へと「特別な支援過程」につながるだけのことが多い。障害の発見を地域の
子育て支援、さらに地域の学校への就学につなぐことの出来る制度設計が
必要である。

ひょうだい いっぱんじどうしさく りよう しょうがい りゆう せいげん
【表題】 一般児童施策の利用が障害を理由に制限されないこと

けつろん
【結論】

○児童福祉法の保育所の入所要件には、障害を理由に利用を制限する
規定がないことを踏まえ、今後の「子ども園」（仮称）の制度化において、
障害児の入園が拒否されないように応諾義務を課すこと。また、必要な
支援を確保するよう、必要な規定を児童福祉法もしくは「子ども園」に係
る新法に設けること。

○障害児が、放課後児童クラブへの参加を希望する場合には、障害を理由に
拒否されないこと。また、指導員の加配や医療的ケアを必要とする子に
は看護師を配置する等、必要な支援を講ずること。

せつめい
【説明】

児童一般施策と障害児施策の両方があることによって、障害児が児童
一般施策を利用しにくい、あるいは利用できないということがないようにする

べきである。

子ども・子育て新システムの「子ども・子育て会議(仮称)」や「新システム事業計画(仮称)」等も、上記の理念の下に検討が進められるよう障害児、家族及び支援者が参画し、障害を理由に利用が拒否されないよう、かつ、必要な支援が確保されるよう「子ども園」(仮称)が制度化されるべきである。放課後児童クラブについても、同様に整備されるべきである。

【表題】療育

【結論】

○地域社会の身近な場所において専門性の高い療育(障害児に対する発達支援・育児支援・相談支援・医療的支援)を利用できるようにすること。

○障害者基本法の「可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるようにするため」の規定を踏まえ、児童福祉法の療育の規定を整理すること。

【説明】

障害児の個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で得られるようにすべきである。児童福祉法には「療育の指導等」が規定されているが、規定の仕方が狭いため、地域社会の身近な場所で療育が利用できるように整理すべきである。

【表題】通所支援

【結論】

○保育所等訪問支援事業や巡回支援専門員整備事業、障害児等療育支援事業の拡充を図るとともに、児童発達支援センターもその対象に加えること。

○児童発達支援センターは、様々なニーズのある障害児に対応できる職員配置基準が必要であるため、保育士及び児童指導員に加え、看護師や療法士等の専門職を適正に配置できるようにすること。

せつめい
【説明】

しょうがいじつうえんしせつ しょうがいしゅべつ わ つちか せんもんせい ほか
障害児通園施設が障害種別に分かれて培ってきた「専門性」を、他
じどうはったつしえんせんた ほうかごとうでいさーびすじぎょうじょう ていきょう
の児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所等に提供して
そうご れべるあっぷ はか かわ ふくしがたせんた かんごし
相互のレベルアップを図ることに加え、福祉型センターには看護師や
りょうほうじょう いりょうかたせんた ほいくじょう ひつよう しょくいん かくほ はったつ
療法士等、医療型センターには保育士等の必要な職員を確保して発達
しえんきのう むかひのぼ まこと いみ いちげんか めざ ひつよう
支援機能を向上させ、真の意味の「一元化」を目指すことが必要である。

ひょうだい しょうがいじにゆうしよしせつ
【表題】 障害児入所施設

けつろん
【結論】

- しょうがいじ じりつせいかつ じりつしえんけいかく さくてい しょうがいじにゆうしよ
障害児の自立生活にむけて、「自立支援計画」の策定を障害児入所
しせつ ぎむづ こんきよきてい じどうふくしほう じどうふくししせつさいてい
施設に義務付けること。その根拠規定を児童福祉法、児童福祉施設最低
きじゅん もう うんえいがいどらいん せいび
基準に設け、運営ガイドラインを整備すること。
- にゆうしよけつてい にゆうしよご ちいき こ いしき じどう
入所決定、入所後であっても、地域の子どもとして意識されるよう、児童
そうだんじょう かわ しちょうそん かんよ
相談所等に加え、市町村が関与できるようにすること。
- にゆうしよしえん ちいきせいかつ いこう ざいたくせいかつ かのう
入所支援から地域生活に移行にあたっては、在宅生活が可能となるよう
ちいきしげん せいび かに かえ ばあい しょうがいせんもん さとおやせいど
地域資源を整備し、家庭に帰れない場合でも、障害児専門の里親制度の
かくじゅう しょうがいじ たいしゅう ふあみりーほーむ かにてい ちか
拡充や障害児を対象とするファミリーホームなど、できるだけ家庭に近
い養育環境を整備すること。また しょうがいじにゆうしよしせつ しょうきぼか
障害児入所施設の小規模化、
ゆにっとか そくしん かせんそち
ユニット化を促進するため、加算措置をすること。
- しんせいじしゅうちゅうちりょうじつ ざいたくせいかつ いこう あ いこう
NICU（新生児集中治療室）から在宅生活に移行するに当たり、その移行
じゅんび しょうがい はっけん ちよくご おや たい かうんせりんぐ よういく
準備や障害が発見された直後の親に対するカウンセリング、養育
じどう いりょうかたしょうがいじにゆうしよしせつ ほしにゆうえん しえん ゆうこう
指導においては、医療型障害児入所施設の母子入園での支援が有効
かくじゅう
であることから、これを拡充すること。
- にゆうしよしせつ しゃかいしげん ひと ほいくじょ ふく ちいきかん かにてい
入所施設は、社会資源の一つとして、保育所を含む地域機関や家庭への
ほうもん じゅんかいがた しえん おこな しょうがいじにゆうしよしせつ
訪問、巡回型の支援が行えるようにし、すべての障害児入所施設に
しょーとすていわく ぞうせつ
ショートステイ枠を増設すること。

せつめい
【説明】

じどうようごしせつとう ぎむづ じりつしえんけいかく しょうがいじにゆうしよしせつ
児童養護施設等に義務付けられている自立支援計画は、障害児入所施設
ぎむづ しょうがいじにゆうしよしせつ じどうそうだんじょう きょうぎ
には義務付けられていない。障害児入所施設に、児童相談所等との協議

にもとづき 将来の自立生活に向けた「自立支援計画」の策定を義務化する
 べきである。地域の子どもとして育つことができるよう、市町村が入所
 決めていとう せきくみ ちょうききゆうかとう じたく す さい そち にゅうしょ こ
 決定等で関与し、長期休暇等の自宅で過ごす際に、措置で入所した子
 もであつても 居宅サービス等、必要なサービスを利用できるようにすべきで
 ある。入所施設は、小規模化し、できるだけ家庭に近い環境で養育できる
 よう 整備し、地域移行が可能となるよう ショートステイ枠の創設や
 ファミリーホーム等の環境整備が必要である。

【表題】 地域の身近な場所での相談支援体制

【結論】

- 相談支援は、障害が特定されない時期から、身近な地域の通いやすい場で
 提供されること。相談支援事業者でのサービス利用の手続を簡素化し、
 本人・保護者の同意に基づいて利用する事業の代理申請を可能にするこ
 と。
- 地域子育て支援拠点事業に、障害児子育ての相談対応者を職員とし
 て配置すること。障害児相談支援事業所と連携を図ること。

【説明】

相談支援は、地域の身近な場所においてワンストップ型で提供されなけれ
 ばならない。そのために、相談支援事業者でのサービス利用の手続の簡素化
 が必要である。また、障害児の相談に対応できる職員の養成が必要で
 ある。

【表題】 ケアマネジメントと「個別支援計画」

【結論】

- 「個別支援計画」は、障害児・家族にとって身近な地域における支援を利用
 しやすくするため、福祉、教育、医療等の利用するサービスを一つの計画
 として策定されること。6カ月程度の適当な期間で見直され、支援の
 調整、改善が図られるようケアマネジメントすること。
- 障害児が支援を受けつつ意思を表明し、その意向に沿った計画を策定

できるように、計画に意見表明の欄を設けること。保護者の同意なくしては履行できない仕組みにすること。

○乳幼児期の「個別支援計画」は、保護者・きょうだいへの支援を含むものとして策定されること。

【説明】

障害児に対するケアマネジメントは、単にサービス利用計画の策定にとどまらず福祉、教育、医療等の総合的な計画として策定され、必要な期間で見直され、サービス調整を障害児及び保護者の同意のもとに行うべきである。その際、「地域での育ち」を促進するよう、きょうだい支援を含めたものとするとともに、特に乳幼児期には保護者への「育児支援」を含めるべきである。

【表題】要保護児童対策地域協議会と地域自立支援協議会の連携

【結論】

○要保護児童対策地域協議会と地域自立支援協議会とで検討が重なる子どもについては、保護者の同意の下に合同で協議会を持つことができるようにすること。

【説明】

要保護児童対策地域協議会と地域自立支援協議会が、それぞれに障害児の検討をするのではなく、一元化すべきである。また、要保護児童対策地域協議会の構成員として、障害児福祉関係者（障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所等）が加わり、検討できる体制を整えるべきである。

【表題】家族支援ときょうだい支援

【結論】

○障害児が家族の一員として、地域の子どもの成長できるよう、育児支援、家族支援を行うこと。保育所等訪問支援事業の対象に「家庭」を加えること。

○きょうだいのグループ活動等を支援し、障害児ときょうだいと一緒に参加できる事業を児童発達支援センター等が実施すること。

【説明】

障害児の育児支援、家族支援を家庭でできるように、保育所等訪問支援事業の訪問対象に家庭を加え、外出できない家族への支援を可能とすべきである。また、きょうだいへの支援は現在のところ事業化されていないことから、活動支援や一緒に参加できるプログラムを実施できるようにすべきである。

2. 学校教育法関係

【表題】 寄宿舍

【結論】

○特別支援学校の寄宿舍の本来の目的は通学を保障することであり、自宅のある地域社会から分離されないよう運用されること。寄宿舍の実態を調査し、地域社会への移行に向けた方策を検討すること。

【説明】

寄宿舍は本来広域学区である特別支援学校への通学保障のために設置されたものであるため、学校が休みになる土・日や長期休暇は家庭にもどるように、運用されるべきである。

